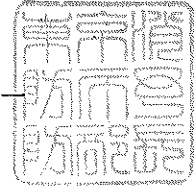


28 予防第 819 号

平成 28 年 11 月 11 日

一般社団法人 日本イベント産業振興協会
会長 成田 純治 様

東京消防庁
予防部長 柏木 修



多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の徹底について（依頼）

平素から、火災予防につきまして特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 11 月 6 日に明治神宮外苑で開催されていた現代アートイベントにおいて、木製展示物から出火し来場者 3 名が死傷する火災が発生しました。火災原因等は調査中ですが、木製展示物内の投光器（白熱灯）に、可燃物が接触して出火した可能性が考えられます。

つきましては、同種火災の発生を防止するため、東京消防庁管内にて催しを主催、運営される方に対し、次の事項について遵守するとともに、別添えのチェックリストを活用して、火災予防対策の徹底が図られるよう貴団体に所属する皆様方に対し周知をお願い申し上げます。

- 1 催しを主催、運営される際には、屋外で使用される電気設備や設置された展示物等を含む催し全体の火災予防対策を図り、催しに関わる者全員に対策等を周知し、防火安全体制を確立してください。
- 2 火気使用設備器具や電気設備器具は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けるなど火災予防対策を徹底してください。
- 3 燃えやすい展示物等を設置する場合には、周囲の可燃物等から十分安全な距離をとり、消火器具の用意をするなどの火災予防対策を実施してください。

問合せ先

東京消防庁 予防部

電話 03(3212)2111（代表）

（防火管理関係）

防火管理課 指導係 柳内 青木
内線 5122 5125

（火気使用器具関係）

予防課 火気電気係 五十嵐 松本
内線 4782 4785

（危険物・指定可燃物関係）

危険物課 保安規制係 佐藤 酒井
内線 4822 4829

電気設備の安全チェック

イベント、催し等で使用する電気設備からの出火を防止するため、次の内容をチェックしてください。

NO	内 容	チェック
1	熱を発生する照明器具等を装飾品、木板等に近接して設けていませんか？（製品への表示、取扱説明書等を確認してください。）	
2	照明器具、スイッチ、テーブルタップ等で充電部(照明器具の受口など)が露出したもの、破損したのもの等を使用していませんか？	
3	照明器具やコード等はしっかり固定されていますか？ コード等は踏みつけられたり、引っ張られたりしていませんか？	
4	水気のあるところでは防水対策をしていますか？	
5	定格電流の範囲内で使用していますか？	
6	使用しないプラグは抜いてありますか？ 定期的な清掃を実施していますか？	

展示物の安全チェック

木材等の可燃物を使用して制作した展示物を、催し等で展示する場合は、次のことに留意してください。

NO	内 容	チェック
1	展示物の材料に別紙の物品を使用していませんか？ これらの物品は、火災が速やかに拡大し、消火が著しく困難となるおそれがあります。 木材等を材料に使用する場合、防炎加工することで、着火及び延焼の危険性を低減できる場合があります。	
2	展示物の周囲に、可燃物や火源となるものはありますか？ 展示物を保管、展示する場合は、周囲の可燃物等から十分安全な距離を離してください。	
3	イベントを開催中は、展示物の近くに消火器具を用意し、係員を配置していますか？ 係員に対し展示物からの火災の危険性、火災発生時の対応要領をよく周知して安全管理体制を確保してください。	

不明な点は、最寄りの消防署にご相談ください。

火災予防条例別表第7で指定可燃物として定められている物品例

品 名		数 量	具体的な物品例
綿花類		200 kg	原毛、羽毛、羊毛、化学繊維
木毛及びかんなくず		400 kg	椰子の実繊維、かんなくず
ぼろ及び紙くず		1,000 kg	使用していない衣服、古新聞、古雑誌
糸類		1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
わら類		1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草
再生資源燃料		1,000 kg	廃棄物固形化燃料（RDF等）
可燃性固体類		3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール
石炭・木炭類		10,000 kg	練炭、豆炭、コークス
可燃性液体類		2 m ³	潤滑油、自動車用グリス
木材加工品及び木くず		10 m ³	家具類、建築廃材、木材、木くず
合 成 樹脂類	発泡させたもの	20 m ³	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	その他のもの	3,000 kg	天然ゴム、合成ゴム、ゴム製品（タイヤ等）
紙類		10,000 kg	新聞用紙、ダンボール、和紙、洋紙
穀物類		20,000 kg	小麦粉、米粉
布類		10,000 kg	天然繊維・化学繊維の反物、毛編物、麻袋

数量以上の物品を使用する場合は、最寄りの消防署にご連絡ください。